

総社市瓦屋根耐風改修等事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、強風や地震による住宅の屋根の被害を軽減し、市民の生活環境の安全の確保を図るため、瓦屋根の耐風診断及び耐風改修に要する経費の一部について、予算の範囲内で総社市瓦屋根耐風改修等事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねる住宅のうち、当該店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の2分の1未満のものを含む。）をいう。
- (2) 耐風診断 一級建築士、二級建築士、瓦屋根診断技士、かわらぶき技能士又は瓦屋根工事技士が、屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法（昭和46年建設省告示第109号。以下「告示基準」という。）への適合を確認するために行う、瓦屋根の診断をいう。
- (3) 耐風改修 告示基準に適合しない瓦屋根において、強風及び地震に対する安全性の向上を目的として実施する、屋根全面が告示基準に適合する改修工事をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住宅の所有者であること。
- (2) 法人でないこと。
- (3) 市税を滞納していない者であること。
- (4) 総社市暴力団排除条例（平成23年総社市条例第15号）第2条に規定する暴力団員等に該当しない者であること。

(補助事業)

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とし、当該補助事業を実施する住宅（以下「建築物」という。）は、別表に掲げる要件に該当するものとする。

- (1) 耐風診断事業
- (2) 耐風改修事業

2 補助事業は、当該補助事業を実施する年度の2月末日までに完了しなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表のとおりとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、総社市瓦屋根耐風改修等事業費補助金交付申請書に、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 耐風診断事業

- ア 登記事項証明書その他建築物の所有者及び建築時期が分かるもの
- イ 付近見取図、平面図及び現況写真
- ウ 見積書及び内訳書の写し
- エ その他市長が必要と認めるもの

- (2) 耐風改修事業

- ア 登記事項証明書その他建築物の所有者及び建築時期が分かるもの
- イ 付近見取図、平面図及び現況写真
- ウ 災害証明書（被災している場合に限る。）
- エ 瓦屋根耐風診断結果報告書の写し（耐風診断を行った場合に限る。）
- オ 耐震基準に適合していることを証する書類
- カ 改修計画書
- キ 見積書及び内訳書の写し
- ク その他市長が必要と認めるもの

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたと

きは、交付の決定を行い、速やかに総社市瓦屋根耐風改修等事業費補助金交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、当該申請者に対し、その旨の通知を行うものとする。

(補助事業の変更等)

第8条 補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、前条の通知を受けた内容を変更し、若しくは中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ総社市瓦屋根耐風改修等事業変更・中止（廃止）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、速やかにこれを審査し、適当であると認めたときは、総社市瓦屋根耐風改修等事業変更・中止（廃止）承認書により申請者に通知するものとする。

(報告及び調査)

第9条 市長は、補助事業が適正に行われているかどうかを知るために必要があると認めるときは、交付決定者から報告を徴し、又は関係書類その他必要な物件を調査することができる。この場合において、当該交付決定者は、これに協力しなければならない。

(完了実績の報告)

第10条 交付決定者は、補助事業が完了したときは、その完了の日から起算して10日を経過する日までに、総社市瓦屋根耐風改修等事業完了実績報告書に、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐風診断事業

- ア 瓦屋根耐風診断結果報告書
- イ 契約書の写し
- ウ 領収書及び内訳書の写し
- エ その他市長が必要と認めるもの

(2) 耐風改修事業

- ア 工事請負契約書の写し
- イ 領収書及び内訳書の写し
- ウ 施工状況写真及び完了写真
- エ その他市長が必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条の完了実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、当該補助事業が第7条の交付決定の内容に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、総社市瓦屋根耐風改修等事業費補助金確定通知書により、当該交付決定者に通知するものとする。

(請求及び支払)

第12条 前条の規定により確定通知を受けた交付決定者が、補助金の請求をしようとするときは、請求書を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の請求があったときは、速やかに当該請求者に補助金を支払わなければならない。

(交付決定の取消し)

第13条 市長は、補助金の交付を受けた者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。

(補助金の返還)

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る全部又は一部について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項及び様式は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

別表（第4条、第5条関係）

事業区分	建築物の要件	補助金額
耐風診断事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1) 市内に存する住宅であること。 (2) 令和3年12月31日以前に工事に着手した住宅であること。	耐風診断に要する経費(一棟につき31,500円を限度)の3分の2以内の額
耐風改修事業	次に掲げる要件の全てに該当する住宅 (1) 市内に存する住宅であること。 (2) 令和3年12月31日以前に工事に着手した住宅であること。 (3) 告示基準に適合していない住宅であること。 (4) 耐震基準に適合した住宅であること。	耐風改修に要する経費(一棟につき240万円を限度)又は1平方メートル当たり24,000円に屋根面積を乗じて得た額のいずれか少ない金額の100分の23以内の額